

## 2022年10月1日以降始期契約 傷害保険等の商品改定

対象種目によって、該当のページをご確認ください。

- ① 団体総合生活保険……………1～2ページ
- ② 総合生活保険……………3ページ
- ③ 特殊な団体傷害保険……………4ページ

団体総合生活保険の  
2022年10月1日以降始期契約のご契約者様

東京海上日動火災保険株式会社

**団体総合生活保険 商品改定のご案内**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご契約いただいております団体総合生活保険について、2022年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

| 1 新たに販売・提供する補償・サービス                                    | 概 要   |
|--|---|
| 「弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)」の販売開始                              | 他人からケガを負わされたり物を壊された場合に加え、名誉・プライバシーの侵害、痴漢・ストーカー行為、いじめ・嫌がらせ等(人格権侵害等)により精神的苦痛を被った場合の弁護士費用や法律相談費用を補償する「弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)」を発売します(所定の団体のみご契約いただけます。)   |
| 【弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)の付帯サービス】<br>「いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル」の新設 | 「弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)」の付帯サービスとして、本特約の保険の対象となる方向けに「いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル」を導入します。本サービスの内容は以下のとおりです。<br><br>『いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス』<br>● いじめ・嫌がらせ等に関する対応方法(加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等)について弁護士に電話相談いただけるサービス<br><br>『痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス』<br>● 痴漢に遭ったときや痴漢と間違われたときに、対応方法について弁護士に電話相談いただけるサービス |

## 2 改定点

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

| 変更する補償 |          |                    |       |
|--------|----------|--------------------|-------|
| ①傷害補償  | ②こども傷害補償 | ③団体長期障害所得補償 (GLTD) | ④がん補償 |

| 変更する補償 |   |   |   | 改定項目   | 概要   |
|--------|---|---|---|--|--|
| ①      | ② | ③ | ④ |  |  |
|        |   |   | ○ | がん補償における健康状態告知書の簡素化、ご加入いただける方の範囲拡大                 | がん補償の健康状態告知書について、質問項目数の削減やがん罹患リスクと関連性の低い病気の方のご加入を可能とする等、告知内容を大幅に簡素化するとともにご加入いただける方の範囲を拡大します。 |
|        |   | ○ |   | 団体長期障害所得補償 (GLTD)・「介護と仕事の両立支援特約」における保険の対象となる方の範囲拡大 | 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正に伴い、「継続雇用期間が過去 1 年未満の方」についても保険の対象となる方に含めることを可能とします。    |
| ○      | ○ |   |   | みなし通院における「ギプス等」の規定改定                               | 通院日数にかかわる「ギプス等」の規定について、自賠責保険の支払基準に内容および表現を合わせます。   |

このご案内は、2022 年 10 月 1 日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。

ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。

また、「ご契約のしおり(約款)」をご用意しております。約款のご請求やご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

07E1-GJ05-21019-202111

## 総合生活保険の

2022年10月1日以降始期契約のご契約者様

東京海上日動火災保険株式会社

### 総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご契約いただいております総合生活保険について、2022年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

#### ■改定点

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

| 変更する補償 |          |                   |          |         |
|--------|----------|-------------------|----------|---------|
| ①傷害補償  | ②子ども総合補償 | ③団体長期障害所得補(G LTD) | ④ゴルファー補償 | ⑤ハンター補償 |

| 変更する補償 |   |   |   |   | 改定項目   | 概要  |
|--------|---|---|---|---|--|---|
| ①      | ② | ③ | ④ | ⑤ |  |   |
|        |   | ○ |   |   | 団体長期障害所得補償(G LTD)・「介護と仕事の両立支援特約」における保険の対象となる方の範囲拡大 | 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正に伴い、「継続雇用期間が過去1年未満の方」についても保険の対象となる方に含めることを可能とします。 |
| ○      | ○ |   | ○ | ○ | みなし通院における「ギプス等」の規定改定                               | 通院日数にかかわる「ギプス等」の規定について、自賠償保険の支払基準に内容および表現を合わせます。  |

このご案内は、2022年10月1日以降始期の総合生活保険の改定の概要を記載したものです。

ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。

また、「普通保険約款および特約」をご用意しております。約款のご請求やご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

07ut-GJ05-21021-202111

# 特殊な団体傷害保険の 2022年10月1日以降始期契約のご契約者様

東京海上日動火災保険株式会社

## 特殊な団体傷害保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご契約いただいております特殊な団体傷害保険について、2022年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

### 1 改定する商品

- ・行事(レクリエーション)参加者の傷害危険担保契約
- ・施設入場者の傷害危険担保契約
- ・シルバー人材センター団体傷害保険
- ・PTA 団体傷害保険
- ・学校契約団体傷害保険
- ・留守家庭児童団体傷害保険
- ・交通乗用具搭乗中の傷害危険担保契約

### 2 改定点

| 改定項目                 | 概要   |
|----------------------|--|
| みなし通院における「ギプス等」の規定改定 | 通院日数にかかわる「ギプス等」の規定について、自賠償保険の支払基準に内容および表現を合わせます。 |

このご案内は、2022年10月1日以降始期の特殊な団体傷害保険の改定の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。  
また、「普通保険約款および特約」をご用意しております。約款のご請求やご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

07ut-GJ05-21023-202111